

第1号様式（第4条関係）

令和2年3月6日

立川市議会議長 様

会派名 NHKから国民を守る党

質問者 くぼた学

文書質問書

立川市議会文書質問取扱要領第4条の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出いたします。

1 質問項目及び内容

①立川の治安について

1 パトロールについて

2 改善されない事業所について

2 質問の趣旨及び理由

立川市の治安について

●立川市の治安について質問いたします。

この間の2月8日に市民意見交換会の午後の部へ参加させていただきました。

そこで中高生との意見交換の中で中学生の一人の生徒から言われたのが「立川の駅前の声かけが怖い」

「声をかけられた」との具体的な意見をもらいました。

中学生にですよ、未成年の子供にまで声をかけてる現状にはこの私も開いた口がふさがりません。

大人の自分でさえわざわざ遠回りして通りたくない場所を避けて通っているのに
中学生や子を持つ親御さんからしてみたらひどい話であります。

たしかに地域パトロールの方がいる前や警察官やパトカーが
いる場合はなにもないのですが、目立たなくなると声かけを頻繁に行ってる姿を何度も見
かけ体感いたしました。

しかし行政の方でも手をこまねいて静観しているだけでなく町内会や警察と連携協力して
さまざまな対策をなされていて
とてもご尽力されているのは私も重々承知をしております。

立川市による市民満足度調査集計結果より治安にまつわる市民の声で多かったものが、
一番に南口柴崎町・北口曙町の客引きやスカウトが風紀を悪くしている
というものでした。

前回の一般質問でも取り上げさせていただきましたが
南口においては客引きのエリアが広がって来ているという
不安な声もありますので今回も取り上げさせていただきます。

市職員・立川警察署・地域住民・
、警察OBの嘱託職員による安全安心パトロール、
民間のガードマンを委託している指導補助員による
パトロールは現在も強化・拡充（かくじゅう）されていますでしょうか。
合わせて現状でパトロールではどの点にどの点に一番力をいれているかお聞かせください。

●パトロール員の姿を見ると移動する・隠れる客引きの状況が報告されております。

私も視察で新宿区繁華街のパトロールを視察してまいりました。

例えは他の地域の例を見ると新宿区途上ではスピーカーマイクを手にした係員がキャッチを行った瞬間に

「その人、キャッチをやめなさい」と

直接対象者に対して遠くまで聞こえる音量で注意を行うのです。

このぐらい強い強制力がないとキャッチや声かけ行為がいっこうになくならないのではないかと
思われます。

これは仮にですが客引きに注意を促した際、客引きを雇っている事業所におもむき事業者

に対して注

意を促す・または注意書きを配布してくるという指導は可能でしょうか？

- 深夜から早朝まで行っている強引な客引きマッサージ等の声かけに対して
ホームページ、庁舎の掲示板にこれまでに違法業者の氏名や店舗が掲載されないのはなぜか？
現状の問題点を教えてください。

- ルールを押し付けても改善しないのであれば
事業者との話し合いによる解決を提案させていただいたわけですが

こうしたいろいろな手法をとり市民が安心して歩ける街づくりを行政にはお願いを申し上げます。

客引きを減らすには、客引きへの注意と同時にその事業所へ訴え相手の話を聞く。
話し合いによる解決ができないかと模索します。

これはこうでこうしないと市の条例に反してこうなりますよ、との説明ですね行ってそれでも改善しなければ
インターネットの立川市のホームページで該当する事業者を公開するとか
けん制にもなると思います。

解決への一歩だと思われますので、
ぜひ力を入れて事業所への注意警告や話し合いなど積極的にお願いと思ってます。

注意警告を促してもなかなか改善されない事業所につきまして、質問いたします。
前回的一般質問で市役所のホームページや掲示板に事業所を公表し市民の皆さんへ告知していただけたと伺いました。
平成29年度立川市生活環境安全確保会議の会議録に、客引きへの注意警告と同時に市民や来街者など通行人に対しても
「客引きに応じない・ついていかない」よう働きかけ迷惑行為を減らしていきたい意向がありました。

ハンドスピーカーをおこなったそうですがその効果は具体的にどう効果があったのかお示しください。

- 他にも客引き防止の施策としてなにか対策をされていることはありますか？

3 回答を求める者

立川市長

文書質問回答書 くぼた学議員

1. 立川の治安について

①パトロールについて

パトロール指導補助員につきましては、祝祭日と年末年始を除く毎日、つきまとい行為等が見受けられる場所で、6名体制でのローテーションを組みながら、指導等の対応を行っております。

今年度は先進自治体の事例を参考に、2台のハンドスピーカーを使用した呼び掛けも始めており、通行される方々への啓発も併せて行っております。

昨年の秋頃に使用を開始して以来、居酒屋の客引きを中心に、かなり人数は減少したとの報告を受けております。

現在、警察OBである指導員がオレンジのベストや腕章をはずし、私服で客引き等に指導することを行っており、効果が上がっている状況となっております。

②改善されない事業所について

口頭での指導に加えて、指導書の文書を作成して渡すことも行っております。

事業所に対する指導は、客引きを行う個人との関係でいろいろなケースが生じてきますが、実際に文書指導まで行うのは年間で数件程度となっております。

また、氏名を公表する際には正式な住所や氏名などを確定する必要があり、客引き行為を行っている者が回答に応じることがなかなかないため、実際には公表まで至らない状況です。